

令和 7 年度

第1回 第一農地部会定例会議事録

令和7年4月30日（水）

上越市市民プラザ 2階 第1会議室

令和7年度第1回第一農地部会定例会議事録

日時 令和7年4月30日(水) 午後3時

場所 上越市市民プラザ 2階 第1会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	9番 吉村
13番 新井	14番 竹内	16番 清水
23番 佐藤	24番 松本	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	野島	片桐
荻原	平野	清水康	野村
長野	穂苅		

2 欠席委員

(1) 農業委員

竹山	牧繪	篠宮	飯塚
----	----	----	----

(2) 農地利用最適化推進委員

高島信	高島真	笠原	小林
白滝	横田	上原	

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局长	岩崎
	次長	秋山
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主任	丸山
板倉区駐在室	副主任	渡邊
清里区駐在室	副主任	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2番 綿貫	4番 古川
-------	-------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画の取消について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p> <p><資格審査></p> <p>議長 はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数8人、欠席委員数4人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数10人、欠席推進委員数7人です。</p> <p><議事録署名委員の指名></p> <p>議長 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。議席番号2番 綿貫 委員、議席番号4番 古川 委員の両名を指名します。</p> <p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>議長 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の綿貫委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p> <p>議長 それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>議長 それでは、合併前上越市からです。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号245番から256番までの12件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局) 秋山 農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>本年度もよろしくお願いたします。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。</p> <p>受理した12件は、いずれも合意による解約で、解約後の利用形態の内訳といたしまして、中間管理機構を通じ、他者への貸付が10件、他者へ貸付予定が1件、地主耕作が1件となっています。</p>
--	--

	<p>解約後は、備考欄に記載のとおり、後ほど説明する中間管理機構を通じた一括契約により、新たな耕作者と利用権設定を行うものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の12件を承認します。</p>
	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号5番の1件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは4頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>報告第2号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「駐車場」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。</p>
	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号24番から43番の20件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>それでは5頁をご覧ください。</p>
秋山	<p>報告第3号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「建売住宅」4件、「一般個人住宅」10件、「住宅敷地」1件、「資材置場及び公衆用道路」1件、「資材置場」1件、「重機置場」1件、「工場」1件、「店舗及びドッグラン」1件です。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
野島委員	ドッグランについて、周辺環境問題はクリアしているのか。
栗和田局長	当局としては、農地法上の観点からの処理となるため、周辺環境への影響などの精査は管轄外となるため、他部署と情報共有したい。
議長	このほか意見質問等ありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第3号の20件を承認します。
	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>
議長	次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6番から7件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは16頁をご覧ください。 議案第1号は、農地の権利移動の許可についてです。 別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 本年度4月から様式が変更となりました。 今ほどの調査書につきましては、4月に受付した番号11番と12番につきまして、改定後の新たな調査書様式で作成しておりますので留意いただきたいと思います。 それでは、番号6番です。 こちらは、次の番号7番、8番とも関連がありますので、それらとまとめて説明いたします。 こちらは、大字福橋地内において、借主による効率的な耕作のため、賃貸借権を設定し、集約化を図るものであります。 いずれも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に、番号9番です。 こちらは、労力不足により、規模縮小したいとする貸主との双方合意の上、賃貸借権を設定するものであります。 こちらでも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に、番号10番です。

	<p>こちらは、地主が死亡した後、裁判所から選定された財産清算人と、基盤整備事業との兼ね合いにより、購入が必要となった譲受人との間で、売買により所有権移転がなされるものであります。</p> <p>こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に、番号 11 番と 12 番は関連がありますのでまとめて説明します。</p> <p>こちらは、労力不足により、離農したいとする貸主のご夫婦と借主との双方合意の上で、使用貸借権を設定するものであります。</p> <p>こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>※現地確認：新井委員、吉村委員 説明</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p>
議長	<p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 11 番、12 番の 2 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 18 頁をご覧ください。</p> <p>こちら権利移動を伴う農地転用の許可申請です。</p> <p>番号 11 番は、今池地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。</p> <p>19 頁に位置図、20 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は、令和 7 年 6 月 19 日から令和 7 年 9 月 23 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 272 m²、所要面積が 445.55 m² (田 272 m²、宅地 173.55 m²)、建築面積 76.59</p>

	<p>m²で建ぺい率は17.19%となり、基準の22%を満たしません、分筆したとしても狭隘な農地が残るため、やむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>次に番号12番は、下池部地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。</p> <p>21頁に位置図、22頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地で、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は、令和7年5月15日から令和7年11月10日まで、土地利用計画は、住宅1棟、申請面積254m²、所要面積が451.93m²（田186m²、畑68m²、宅地197.93m²）、建築面積116.52m²で建ぺい率は25.78%となり支障ありません。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p>
	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>議案第2号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」></p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、番号1番から9番の9件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、23頁をご覧ください。</p>

	<p>農地の利用権設定につきましては、ご案内のとおり本年度4月から、これまでの農用地利用集積計画による相対契約が廃止となり、原則、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」に移行されました。</p> <p>契約の形態や基本的な考え方は、これまでの農地利用集積計画 一括方式と大きな違いはありません。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画の趣旨は、本年度から公示された「地域計画」における「目標地図」の実現に向け、土地の借り受け、貸し付けの手段として、中間管理機構を活用して農地の集約化を進めるものであります。</p> <p>今回の対象農地につきましては、25 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p><議案第4号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の意見について」></p> <p>次に議案第4号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、番号46番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、29頁をご覧ください。</p> <p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。</p>

	<p>具体的な対象農地は 30 頁にある対象農用地リストのとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案について「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)の意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定します。</p>
	<p><議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」></p>
議長	<p>議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 2 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 31 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 2 番の 1 件を説明します。</p> <p>この案件は、大字上吉野地内の農地 3 筆の所有権移転について、令和 6 年 12 月の農地部会で、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することが決定された案件です。</p> <p>12 月 27 日の公告後、譲渡人、譲受人相互の話し合いの結果、申請者から当該案件の取消申請書の提出があったものです。</p> <p>取消理由は、譲受人の諸事情により、契約の履行が不可となったため、取り消すものであります。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>

議長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号について集積計画の取消しを市長に要請することに決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)の意見について」></p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)の意見について」、利用権設定、番号7102番から7104番の3件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 丸山	<p>それでは、1頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、農地中間管理機構を活用して農地の集約化を進めるものであります。対象農地につきましては、2ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)の意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定します。</p>

	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。
	(板倉区駐在室分の議案)
	<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7508番から7510番の3件を報告します。 事務局の説明を求めます
(板倉区) 渡辺	1頁をご覧ください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7508番から7510番までの届出書を受理しましたので報告します。 番号7508番と7509番は地主の申し出により、他者への貸付であります。 関連案件として備考欄に記載のとおりです。 番号7510番は、備考欄に記載のとおり農地を交換する予定であります。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件を承認します。
	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>
議長	次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7504番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 渡辺	2頁をご覧ください。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7504番を説明します。 巻末の「農地法第3条調査書」も併せてご覧ください。 地主が高齢であり区外に転居を予定し耕作が困難なため、地主の居宅を購入する者に所有権の移転を行うものです。 譲受人は、自宅周辺地であり、家庭菜園として耕作するものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 私からの説明は以上です。
議長	板倉区の農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。

	<p>31 番 野村委員お願いします。</p>
板倉区委員	<p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」></p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、貸借権設定、番号 7598 番から 7611 番の 14 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 渡辺	<p>それでは、3 頁をご覧ください。</p> <p>貸借権設定、番号 7598 番から 7611 番の 14 件について説明します。</p> <p>いずれの案件も、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>今回の対象農地については、7・8 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）について」> 次に議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、番号 7592 番から 7597 番までの 6 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 渡辺</p>	<p>それでは、9 頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は、11 頁の「対象農地等リスト」に記載のとおりです。 こちらも、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号議案「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号8109番から8122番の14件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます</p>
<p>(清里区)</p> <p>中条</p>	<p>1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8109番から8122番までの届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した14件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、他者への貸付が10件、中間管理機構への貸付が4件となっています。</p> <p>関連案件は備考に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、14件を承認します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第1号「農地第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8102番、8103番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区)</p> <p>中条</p>	<p>4頁をご覧ください。</p> <p>4頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8102番、8103番の2件を説明します。</p> <p>いずれの案件も高齢もしくは労力不足により耕作ができなくなり同じ町内の譲受人に所有権の移転を行うものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>巻末の別紙「農地法第3条調査書」も併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」></p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、利用権設定、番号 8113 番から 8135 番の 23 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>それでは、5 頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>今回の対象農地につきましては、12 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）について」> 次に議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、番号8136番から8141番までの6件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 中条</p>	<p>それでは、16頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は18頁以降にある対象農用地リストのとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第3号について、原案のとおり決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 (名立区駐在室分の議案)</p>
<p>議長</p>	<p><議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、番号9636の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>それでは、1頁をご覧ください。 こちらの案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。</p>

	<p>対象農地につきましては、2 ページからの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。</p>